

とくしま農泊コンテンツ開発支援業務
仕様書

1 業務の名称

とくしま農泊コンテンツ開発支援業務

2 業務の目的

「とくしま農林漁家民宿」（以下「農泊施設」という。）において、豊かな地域資源（食、農林水産業等）を活用したコンテンツの開発を行う。

本業務では、地域全体の底上げを図るための「集合型研修会」と、意欲ある農泊施設に対する「専門家派遣（個別伴走支援）」を一体的に実施することで、農泊施設の収益力強化、及び本県農山漁村地域の活性化に寄与することを目的とする。

3 委託期間

委託期間：契約締結の日から令和9年3月19日 まで

4 業務内容

受託者は、発注者（徳島県）と協議のうえ、以下の業務を実施すること。

（1）集合型研修会の開催

県内の農泊施設等を対象に、地域資源を活用したコンテンツの開発に資する研修会を企画・運営する。

ア 対象

農泊施設等農泊に取り組む事業者、農泊施設の開業を検討している事業者等

イ 開催回数

1回（半日程度）

対面開催とし、対象者が参加しやすい開催日、時間帯、場所を設定すること。

ウ 定員

20名程度

エ 業務内容

（ア）研修の企画及び講師の選定・手配。

地域の食材や農林水産業、農山漁村の景観等の地域資源を活用した付加価値の高いコンテンツの造成に向けた研修とし、ワークショップ等参加者間で情報交換等の交流が図られる内容とすること。

また、講師は、本業務に適合した知見や経験（農泊の推進、コンテンツ開発等における知見や具体的な支援実績）をもつ有識者とすること。

（イ）参加者の募集及び受付対応。

（ウ）当日の会場設営、研修会の運営、参加者に対するアンケートの実施・集計。

参加者アンケートは、今後の県施策（農泊関係）の参考となる内容とすること。

（エ）その他、事業目的の達成に向けて必要な業務を実施すること。

（2）農泊施設への専門家派遣

各農泊施設において、地域資源を活用したコンテンツを開発するため、意欲ある農泊施設に対して専門家を派遣し、新たなコンテンツの開発を支援する。

ア 支援施設数：3施設以上

イ 業務内容

(ア) 支援対象とする農泊施設の募集及び選定。

農泊施設の募集及び選定にあたっては、事前に県と協議すること。

(イ) 適切な専門家の選定・手配。

専門家は、本業務に適合した知見や経験（農泊の推進、コンテンツ開発等における知見や具体的な支援実績）をもつ有識者としてすること。

(ウ) 選定した農泊施設への専門家派遣によるコンテンツの開発支援。

各施設に対して2回程度の派遣による支援を想定し、必要に応じてオンライン（Web会議ツール等）を活用した事前ヒアリングや指導を組み合わせながら、各施設におけるコンテンツの開発を目標とする。

(エ) その他、事業目的の達成に向けて必要な業務を実施すること。

5 成果物の提出

受託者は、委託業務終了後、速やかに成果物を提出すること。

(1) 提出期限

令和9年3月19日（金）

(2) 提出先

徳島県農林水産部農山漁村振興課中山間地域振興室

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

(3) 成果物

ア 委託業務完了報告書 1部

イ 事業実績報告書 1部

- ・研修会の実施報告（開催概要、写真、アンケート集計・分析結果等）。
- ・専門家派遣の実施報告（各施設への指導内容・開発したコンテンツの概要等）。
- ・本事業の総括および次年度に向けた提言。

ウ 写真（電子データ）

- ・各施設において開発したコンテンツに関する写真（※県が二次利用可能なもの）。

6 特記事項

(1) 本業務に係る全ての経費は委託金額に含まれるものとする。

(2) 本業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、県と協議の上承諾を得た場合は、業務の一部を委託することができる。

(3) 本業務で作成した全ての成果物（写真・原稿等）の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって徳島県に無償で譲渡されるものとする。

(4) 受託者は、業務上知り得た個人情報および機密情報を厳重に管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。

- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合にはその賠償の責めを負うものとする。
- (7) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、徳島県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項、または業務遂行上疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議のうえ決定するものとする。